

障害者の権利に関する条約

1. 条約の趣旨

目的: 障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進

→ 障害者の権利の実現のための措置等を規定:

- ◆ 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む)の禁止
- ◆ 障害者の社会への参加・包容の促進
- ◆ 条約の実施を監視する枠組みの設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例: スロープの設置)を行わないこと

2. 条約成立の経緯・締結に向けた国内の取組

2006年12月 国連総会で採択

2007年9月 我が国が署名

2008年5月 条約発効(2013年9月1日現在 133か国1地域機関が締結済み。日米を除く G8, 中国, 韓国, EU等)

↓

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まえつつ国内法令の整備を推進

2009年12月 「障がい者制度改革推進本部(本部長: 内閣総理大臣)」設置, 当面5年間を障害者制度に係る改革の集中期間に設定

2011年8月 障害者基本法(改正)

2012年6月 障害者総合支援法(成立)

2013年6月 障害者差別解消法(成立), 障害者雇用促進法(改正)

3. 条約締結の意義・必要性

● 障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化

(障害者の自由権的権利(身体的自由・表現の自由等)・社会権的権利(教育・労働等)を促進)(条約の実施を監視する枠組み, 締約国による報告義務等 → 我が国の取組を後押し)

● 人権尊重についての国際協力を一層推進

→ 国内法が整備された以上, 可能な限り早期に条約を締結することが適切